

会 議 録

| | | |
|---------------------|-------------------------------|--------|
| 会 議 の 名 称 | 平成29年度第1回 弘前市歴史的風致維持向上計画推進協議会 | |
| 開 催 年 月 日 | 平成29年10月30日 (月) | |
| 開 始 ・ 終 了 時 刻 | 10時00分 から 11時00分まで | |
| 開 催 場 所 | 弘前市役所前川新館3階 大会議室 | |
| 議 長 等 の 氏 名 | 弘前大学名誉教授 長谷川 成一 | |
| 出 席 者 | 会 長 | 長谷川 成一 |
| | 委 員 | 福井 敏隆 |
| | 委 員 | 今井 二三夫 |
| | 委 員 | 増田 仁 |
| | 委 員 | 神 輯孝 |
| | 委 員 | 小笠原 清寿 |
| | 委 員 | 堀内 弦 |
| | 委 員 | 関 光博 |
| | 委 員 | 工藤 哲彦 |
| | 委 員 | 柳田 穰 |
| | 委 員 | 野呂 忠久 |
| 欠 席 者 | 委 員 | 須藤 龍哉 |
| | 委 員 | 石場 久子 |
| | 委 員 | 下村 誠 |
| 事 務 局 職 員 の 名 職 氏 名 | 都市政策課長 | 天内 隆範 |
| | 都市政策課長補佐 | 小山内 孝紀 |
| | 都市政策課主幹 | 木村 敬之 |
| | 都市政策課主幹兼計画係長 | 宮本 洋 |
| | 都市政策課主査 | 佐々木 美子 |
| | 都市政策課主事 | 工藤 寛明 |
| | 文化財課長 | 成田 正彦 |
| | 文化財課主幹兼文化財保護係長 | 小石川 透 |
| | 文化財課主事 | 佐藤 俊介 |
| 関 係 人 出 席 者 | 青森県都市計画課主幹 | 相馬 良璽 |
| | 青森県都市計画課技師 | 三上 洋祐 |
| 会 議 の 議 題 | 会 議 案件 計画変更について | |

| | |
|----------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|
| <p>会 議 結 果</p> | <p>別添議事録のとおり</p> |
| <p>会 議 資 料 の 名 称</p> | <p>資料① 会議案件概要資料 資料② 弘前市歴史的風致維持向上計画（変更案） 資料③ 変更箇所一覧 資料④ 新旧対照表</p> |
| <p>会 議 内 容</p> <p>（ 発 言 者 、 発 言 内 容 、 審 議 経 過 、 結 論 等 ）</p> | <p>別添議事録のとおり</p> |
| <p>その他必要事項</p> | <p>・公開</p> |

平成29年度 歴史的風致維持向上計画推進協議会議事録

日時：平成29年10月30日（月） 午前10時～

場所：市役所前川新館3階 大会議室

【会議】 案件 計画変更案について

<説明>

（事務局から計画変更案について説明）

<委員からの意見>

【委員】 説明を了承するだけの機関なのか、委員の意見を反映させてもらえるのか。流れがわからない部分がある。

【会長】 通り一遍ではなく、委員の意見を聞く場である。今回の案件は、弘前教会旧牧師館の移築復元が重要なポイントであるので、そこを再度事務局から説明を。

【委員】 観光周遊ルート上への歴史的建造物の移設とあるが、何をどこへ、いつ移設するのか具体的に決まっているのであれば詳しく示してほしい。それともそれをこの場で検討するのか。

【事務局】 まず、「景観まちづくり刷新支援事業」とは国初の景観に着目した制度で、当市は全国10のモデル都市に選定されている。観光周遊ルート上への歴史的建造物を移設する件については、有識者、市民団体と話し合いながら決定した事業であり、旧弘前市立図書館を市民中央広場へ移築、日本基督教団弘前教会旧牧師館を松森町ふれあい広場へ復元するもの。国の事業期間が平成31年度までのため、移設等も31年度までに終わらせるもの。

【事務局】 事業内容については、別途市民団体等と話し合っ方針を決めたものであり、今内容を検討するものではない。その事業に関連する建造物が本計画に関連するため、計画変更をするものであり、変更部分について議論していただきたい。

【会長】 景観まちづくり刷新支援事業については、この協議会とは別に、さまざまな方から意見を聞いて決定している。決定した事業内容について、この会議の場で意見する機関ではない。このような事業と当協議会と連携を図っていこうという主旨である旨、ご了解いただきたい。また、さきほど流れがわからないというのは、

どういう質疑か詳しくお願いしたい。

【委員】 「弘前の歴史」の中でも4代目信政のものが主体であって、お城であれば初代為信からの北門等が全く記載されていない。また、今のカトリック教会、弘前教会、昇天教会などあるが、建築された時期と特徴しか記載されておらず、どう市民に影響を与えているかが全く記載されていない。教会という点では、順番からすると、カトリック教会、弘前教会、昇天教会と続くが、昇天教会は市民に洋裁や和裁を教えた、カトリック教会は教員の方が義塾にリンゴを持ってきたが、栽培方法がわからず、フィーリー神父が植物学者で、剪定の仕方などを教え、そのことが今のさくらまつりに影響している。このような市民に影響を与えた流れが記載されていない。このまま案内看板などに記載されると、教会のあり方、市民に広がっていった経緯、なぜそこに建築されたのかという経緯がわからないので、付け加えたほうがよいのでは。

【会長】 弘前城の点については、弘前城石垣整備事業を初め、決してないがしろにしたものではなく、委員おっしゃるとおり、弘前の歴史を踏まえての、風致、景観をいかにして保存・活用していくのかということが当協議会の大きな目的である。今いただいたご意見についても検討していきたい。基本的な部分についてご意見を頂戴したが、他に意見等があればお願いしたい。

【委員】 松森町ふれあい広場に建物を移築するとのことだが、どのような建物が移築されるか決まっているのか。

【事務局】 松森町ふれあい広場には、歴史的風致形成建造物候補にさせていただきたい日本基督教団弘前教会旧牧師館を移築したいと検討している。

【委員】 その後の予定はあるのか。

【会長】 活用方法についての予定ということか。

【委員】 活用方法の予定ではなく、移築予定について聞きたい。

【事務局】 松森町ふれあい広場については、歴史的建造物の利活用の観点から有識者や市民から意見を伺い、日本基督教団弘前教会旧牧師館の移築のみと決定している。

【会長】 牧師館の他に移築予定の建造物があるのか、という点ではどうか。

【事務局】 広場の敷地面積から他に建築できる面積が確保できないため、日本基督教団弘前教会旧牧師館の移築のみである。

【委員】 弘前教会とは別に、旧牧師館のみ移築するということか。

【会長】 元あった場所には現在別の建物が建築されているため、建築できない。

【委員】 了解した。

【会長】 パブリックコメントを実施したとのことですが、どのくらいの期間実施したのか。

【事務局】 2週間実施し、意見はなかったものである。

【委員】 津軽塗関係ですが、63ページ3行目、64ページ8行目の田中屋さんの表記について、今後見直しする機会があれば少し見直ししていただいた方がよいのではないかと。また、63ページ3行目に「市指定文化財」とされているが、「国指定」になったので、その旨追記したほうがよいのでは。89ページの図面であるが、田中屋さんを意識した標記があるが、こちらを削除していただいたほうがよいのではないかと。

【会長】 64ページの田中屋さんの表記とは、具体的にどの部分であるか。

【委員】 11行目、「工房と販売所が一体となっており」という部分について、建物はありますが販売所はないので、この辺りの表記を修正していただければよいと。

【会長】 現状と合わせて表記を修正ということだが、この点については事務局いかがか。

【委員】 今回の件に付け加えて、唐塗、ななこ塗、錦塗、紋紗塗の4技法が記載されているが、そのほかには髪漆（きゅうしつ）法、別名鞆塗（さやぬり）があるが、日本全国でも残っているのは弘前のみである。また、64ページに「研ぎ出し」があるが、研ぎ出しには他では十草（とくさ）やサンドペーパーを使っているが、独自の大清水砥（おおしみずといし）とか、ヒバを使ったヘラなどの技法を加筆してほしい。

【会長】 事務局お願いします。

【事務局】 田中屋さんの点について、現在建物が活用されていない状況であり、記載について事務局で検討させていただきたい。また、津軽塗の技法について、どの程度まで詳しく記載していくかという観点もあるので、再度事務局で検討させていただきたい。

【会 長】 両委員それでご了承願えるか。

(了承)

【会 長】 63、64ページについてはさらに検討をするということによろしいか。他には。

【委 員】 123ページ藤田記念庭園考古館について、計画策定時はこの表現でよかったが、改修は終了し、名前も「考古館」から「匠館」に変更されている。表紙の日付が「平成29年」になるのであれば、旧藤田家別邸、旧第八師団長官舎等、現在の表現に変更したほうがよいのでは。

【事務局】 計画期間は平成21年度から平成30年度までとなっており、基本的に個別の事業を追加していつている。計画の文書について、毎回どの程度まで表現を変更するかについては、国に確認して対応したい。

【会 長】 以前にも若干記載を改定したことがあるが、その都度更新していくのかということについては別途協議も必要ということでご了承いただきたい。

【委 員】 資料1の下の図が小さい。大体の想像はつくが大事な図であるから、別途A4に拡大して添付した方がよかったのではないか。

【会 長】 事務局は次回以降ご配慮いただければ。

【事務局】 資料1は本日の説明のための概要としてお配りしたものであり、字が小さくて失礼した。次回から大きめの字で作成したい。本編では160ページに記載されており、図は若干であるが大きく掲載されている。

【委 員】 景観まちづくり刷新支援事業を追加する点については異議はない。その中の観光周遊ルート上への歴史的建造物の移設の中で、旧弘前市立図書館の移築がある。痛みへの配慮は専門家のアドバイスを受けていると思われるが、その点について

て確認したい。

【事務局】 有識者会議の中でも痛みについての検討があり、現在地で保存修理という手法と、市民中央広場へ移築する手法と、様々な点で比較検討した。その中で、市民中央広場へ移設し、保存活用した方がよいという結論に達した。専門家の意見を踏まえて防災、配置等含めて配慮している。

【会長】 有識者、市民からのミーティングでも文化財であるので、特段の配慮をお願いしたいという話題は出ており、議事録に記載されている。市として文化財の破損・汚損・毀損がないよう、確認している。

これまでの意見は①63ページ、64ページの文言の修正、及び内容を検討という点、②旧藤田家別邸の記載の改訂の必要性、こちらは国との協議を踏まえて対応する、③景観まちづくり刷新支援事業については旧弘前市立図書館の移設に関して保存・保管上特段の配慮をしてほしいという意見をいただいた。他に意見はあるか。

【委員】 旧弘前市立図書館の点について付け加えたい。現在の旧弘前市立図書館はただ建っているだけで、建物の内容は全くわからない。陸奥史談会（むつしだんかい）の先々代の会長であり、図書館長を務めた方が、世界の図書館長が集まる会議で「弘前には立派な図書館がある。これは日露戦争の戦勝記念として建設されたものである。それも5人の土建業の方が寄附をしたものである」と、アメリカの人にも伝えている。凱旋門と同じような建造物が弘前にあるということは、弘前市民として自慢できることであるため、説明板に市民がわかるよう、親しみをもてるような記載を加筆してほしい。建物が建設された年代や特徴のみの記載ではなく。

また、東照宮について。寛永5年の8月20日は「弘前」に名称が変更された日である。翌寛永6年、信枚公が求聞寺で求聞持法を行った際、弘前の安寧のために、東照宮、長勝寺三門、岩木山神社の楼門を再築したものである。このような記述を文中に追記していただきたい。

【委員】 旧弘前市立図書館の活用法について、現状ではうまく活用されていない。旧図書館としての役割がわかるような使い方、また、時折展示スペースとして利用されている。県の文化財に指定されてから20数年経ったが、建築物として老朽化が著しい。現状の場所で保存しても、移築でも経費が相当かかる。今の景観まちづくり刷新支援事業により、新しい活用法についても、移築という意見が出てきたものである。工藤委員のご要望も移築して直していければと思う。また、東照宮、岩木山神社楼門、長勝寺三門について、経緯は知っているが、それをそのまま表記として使う、使えないという点では、東照宮は市所有であるが、所有者も絡みますし、それをそのまま歴史的な記述として反映させていけるかはわからないので、「検討

させていただきたい」という回答をしたい。国や県の文化財指定は、そこまでの謂れを持って指定されていくわけではなく、現状での建物の状態が重要となる。よって、説明板などにはそこまで記述するかという点では、そこまで協議はできないと思われる。また、観光ボランティアの方に対して、講習会等でそのような関係性があることを伝え、新たな観光ツアーを組むなどの可能性もあるので、ありがたい提案である。

【会 長】 委員のご要望について、100%反映させるとはいかない部分もあるかもしれない。ただ、正確な基本情報は固めなければならない。そして基本情報は市民、観光客に学術的にしっかりした情報は伝えていかなければならない。その点はこれまで有識者・市民ミーティングでも踏まえてきたと思う。そのうえで、今後さらに工藤委員がおっしゃったように、興味を喚起し、関心を高めるような工夫がされるかは、これから市の知恵が試される部分である。事務局は持ち帰り、今後検討するというところでよろしいか。

【事務局】 そのように検討していきたい。

【会 長】 今回出された意見については、必要に応じて計画案に反映させ、修正を行うということで事務局よろしいか。

(了承)

【会 長】 今回の意見を反映させ、修正した箇所、及び国からの指摘による修正箇所については、会長である私と事務局で協議、確認したうえで、よければ計画変更手続きを進めるということでよろしいか。確認を私に一任いただくということで了承いただけるか。

(了承)

【会 長】 では了承いただいたので、そのように進めたい。では事務局は、変更認定申請手続きを進めてください。

(閉会)